

松川村で発生したツキノワグマ人身事故の対応について

1 野生獣出没による人身被害（経過）について

- | | |
|----------|---|
| (1) 加害個体 | ツキノワグマ；成獣・オス・体長 140cm～（推定体重：150kg） |
| (2) 発生日時 | 令和 6 年(2024 年) 9 月 5 日(木) 午前 6 時 40 分ごろ |
| (3) 発生場所 | 北安曇郡松川村 観松院（松川村町屋 1324 番地付近） |
| (4) 事故概要 | |
| ア 人身被害 | ①67 歳女性(近隣住民)顔に切り傷を負い、鼻の骨を折る大ケガ
②83 歳女性(寺院住職)顔に切り傷を負い、頬の骨を折る大ケガ
計 2 名 |

イ 被害対応(緊急捕獲に向けて)

時系列	実施内容
午前 7 時 40 分頃	観松院駐車場に於いて現地対策本部を設置 参集：大町警察署、大北地区猟友会、県クマ対策員、松川村職員 及び県北アルプス地域振興局職員
7 時 50 分頃	危険回避行動（順次着手） ⇒ ①地域住民に対する周知と警戒、②加害個体の周辺搜索
午後 12 時 15 分頃	加害個体の発見 ⇒ 松川村長許可による緊急捕獲を実施（捕殺） … 警察官執行法第 9 条による捕獲が適用できず。（司法判断）
14 時 30 分頃	管内市町村参集の「緊急打合せ会議」開催（県大町合同庁舎） ⇒ ①発生事案等の情報共有、②広域的な注意喚起の実施 ➤ <u>以降、市街地でクマが出没した際、警察、県、市町村が連携し緊急捕獲体制をとることを確認。</u>

- ウ 加害原因（県クマ対策員の見解）… NPO 法人「信州ツキノワグマ研究会」浜口あかり 氏
➤ 乳川を通して地区内に侵入し、戻る方向が分からなくなり、隠れながら移動していた途中に 1 人目の被害者と鉢合わせ攻撃し、パニック状態で 2 人目の被害者と遭遇し事故になった。

2 再発防止に向けた取組み

松川村	地域振興局	県(林務部)
9月10日(火) ① センサカメラの貸与等を要望 (松川村長が合庁を訪問)	林務課所持のセンサカメラ3台 (即日貸付)	9月9日(月) ① ツキノワグマ出没警報の発出 ② ツキノワグマ緊急対策事業 (9月補正)の事業化
9月11日(水) ① センサカメラを設置し、観察 ② 野生獣の進入ルートを検証	林務課職員が立会う	
9月30日(月) ① 出没訓練(市街地に出没した際の対応訓練)	参集範囲: 大町警察署、市町村、地域振興局、猟友会	
10月7日(月) ① ツキノワグマ対策の要望	松川村が県及県議会に対して予算措置等を要望(緩衝帯整備)	
	森林づくり県民税活用事業「市町村森林整備支援事業(緩衝帯整備)追加内示	

3 令和6年度 緩衝帯整備の実施

○ 緩衝帯の整備

被害発生市町村の松川村西部に、全体延長 14 kmに渡り整備されている野生鳥獣侵入防止柵が、10 年以上経過し老朽化が見られることから「柵に沿った緩衝帯の整備」を実施する。

- 1) 対象事業 森林づくり県民税活用事業「市町村森林整備支援事業（緩衝帯の整備）」
- 2) 事業主体 松川村
- 3) 事業規模 幅 10.0m×施工延長 約 800m
- 4) 補助要件 下記のとおり

③ 緩衝帯の整備

補助率：9 / 10 以内

対象森林又は対象木	実施基準	対象経費
● 森林法第2条に規定する森林 ● 野生鳥獣の生息地と集落等の間に位置し、整備後の維持管理を含めて関係者の合意形成が図られている森林	● 面積は0.1ha／施行地 以上 ● 鳥獣の移動経路や潜み場となる森林において次の取組を行う ・ 不用木及び下層植生除去※ ・ 伐採木の整理 ● 緩衝帯の幅は10m以上 ※1 施行地とは原則として連続する区域	● 森林内の見通しを確保し、野生鳥獣による農林業被害、人身被害等を防止するために実施する不用木等の除去に要する経費

松川村川西地区における緩衝帯整備のイメージ図

